

学校感染症について

学校は集団生活を行う場です。感染症予防と流行防止を目的として、感染症を起こした学生は出席停止にするなどの措置を講じるよう学校保健安全法に定められています。また、同施行規則により対象となる感染症（学校感染症）として第一種から第三種までの感染症が指定されています。

学校感染症と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日（幼児3日）が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ症状軽快後1日が経過するまで	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その 他 の 感 染 症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要	
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能		

出席停止の場合は、個人の判断で学校に出てくるのではなく、医師の許可を得て登校します。医師により感染の恐れがなくなったことを証明する書類が必要となります。

診断医師が作成した本学指定の「意見書」または、医療機関発行の「診断書」を取得（料金については医療機関へ確認して下さい）し、WebClassを通して手続きを行ってください。原紙は出席停止期間終了後、1週間以内に学生グループ窓口へ提出してください。手続き後、公認欠席扱いとなります。期限を過ぎたものは、受付できない場合があります。

※第3種その他の感染症に罹患した場合は、医師から感染の恐れがあるため、登校を控えるよう指示された場合のみ提出してください。